

法人県民税（県税） 法人市町村民税（市町村税） 法人事業税（県税）

均等割と法人税割からなる法人県民税・法人市町村民税（あわせて「法人住民税」）と法人事業税とは、同時に申告・納付します。

◆納める人

法人の区分	法人住民税		法人事業税
	均等割	法人税割	
県内に事務所、事業所を有する法人 （法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 収益事業又は法人課税信託の引受けを行うものを含みます。）	○	○	○
県内に事務所、事業所を有しないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人	○		
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、県内に 事務所、事業所を有するもの		○	○

◆納める額

◎法人県民税

	法人の区分	税率
均等割	次に掲げる法人 （イ）公共法人及び公益法人等 （独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。） （ロ）人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） （ハ）一般社団法人及び一般財団法人 （二）資本金の額又は出資金の額を有しない法人 （保険業法に規定する相互会社は除きます。） （ホ）資本金等の額が1千万円以下であるもの	年額 2万円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもの	年額 5万円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 13万円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 54万円
	資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円

（注）資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。（平成27年4月1日以後に開始する事業年度から無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の金額となります。また、当該調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。）

	法人の区分	税率	
		平成26年10月1日以後、 令和元年9月30日以前 に開始する事業年度	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円を超える法人 保険業法に規定する相互会社	法人税額の4%	法人税額の1.8%
	上記以外の法人	法人税額の3.2%	法人税額の1%

◎法人県民税の超過課税（超過税率）（令和13年3月31日までの間に終了する各事業年度分）

県では厳しい財政状況の中で、県土強靱化の推進、交通ネットワークの整備及び産業の活性化のための財源を確保するため、応益性と負担能力等から、法人の理解と協力のもとに、法人県民税の法人税割に超過課税（標準税率に0.8%上乗せ）を適用しています。

◎法人市町村民税

法 人 の 区 分		税 率	
均 等 割	次に掲げる法人 (イ) 公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。） (ロ) 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） (ハ) 一般社団法人及び一般財団法人 (ニ) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除きます。） (ホ) 資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの	年額 5万円	
	資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 12万円	
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 13万円	
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 15万円	
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 16万円	
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 40万円	
	資本金等の額が10億円を超えるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 41万円	
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額175万円	
	資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額300万円	
法人税割	法 人 の 区 分	税 率	
		平成26年10月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
		法人税額の9.7% (標準税率)	法人税額の6.0% (標準税率)

- (注) 1. 法人市町村民税の税率については、財政上の必要から標準税率と異なる税率を定めている市町村もあります。
2. 資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の金額となります。また、当該調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。)

◎法人事業税

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割、収入割）の税率が引き下げられるとともに、地方法人特別税が創設され、その収入額に相当する額が地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されています。平成26年度税制改正では地方法人特別税の規模が1／3縮小され法人事業税に還元、平成27年度税制改正では外形標準課税の割合が1／4から3／8へ、平成28年度税制改正では3／8から5／8へ拡大されています。また、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税・譲与税が廃止され、新たに特別法人事業税が創設、その収入額に相当する額が特別法人事業譲与税として都道府県に譲与されています。それに伴い、法人事業税（所得割・収入割）の税率が改正されています。

●所得金額を課税の基礎とする法人

区 分	所 得 区 分 等	税 率		
		平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
普通法人 （特別法人及び外形標準課税法人を除く。） 公益法人 人格のない社団等	所得	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%
		年400万円超800万円以下の所得	5.1%	5.3%
		年800万円超の所得	6.7%	7.0%
		3以上の都道府県において事務所等を有し、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	6.7%	7.0%
特別法人	割	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%
		年400万円超の所得	4.6%	4.9%
		3以上の都道府県において事務所等を有し、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	4.6%	4.9%

・外形標準課税制度が適用される法人

区 分	所 得 区 分 等	税 率			
		平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後、令和4年3月31日以前に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人 （※）	所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%
		年400万円超800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%
		年800万円超の所得	3.1%	0.7%	1.0%
		3以上の都道府県において事務所等を有する法人	3.1%	0.7%	1.0%
	付加価値割	付加価値額	0.72%	1.2%	
	資本割	資本金等の額	0.3%	0.5%	

（※）資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（公益法人・特別法人・人格のない社団等、投資法人等を除きます。）
なお、外形標準課税における対象法人について見直しが行われています。詳しくは18ページをご覧ください。

●収入金額を課税の基礎とする法人

区 分	所 得 区 分 等		税 率		
			平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
電気供給業(※)・ガス供給業(※)・保険業・貿易保険業を行う法人	収入割	収入金額	0.9%		1.0%

(※) 電気供給業・ガス供給業のうち、一定の事業については、以下の見直しが行われています。

・電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等を行う法人

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から以下の税率が適用されます。

区 分	所 得 区 分 等		税 率
			令和2年4月1日以後に開始する事業年度(※)
外形標準課税法人(14ページ参照)	収入割	収入金額	0.75%
	付加価値割	付加価値額	0.37%
	資本割	資本金等の額	0.15%
上記以外の法人	収入割	収入金額	0.75%
	所得割	所得金額	1.85%

(※) 電気供給業のうち、特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

・ガス供給業のうち、特定ガス供給業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から以下の税率が適用されます。

区 分	所 得 区 分 等		税 率
			令和4年4月1日以後に開始する事業年度
特定ガス供給業を行う法人	収入割	収入金額	0.48%
	付加価値割	付加価値額	0.77%
	資本割	資本金等の額	0.32%

・ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の事業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額に応じて、14ページの「所得金額を課税の基礎とする法人」又は「外形標準課税制度が適用される法人」と同じ税率が適用されます。

◆法人事業税の非課税事業について

以下の事業には、法人事業税は課されません。

- ・林業、鉱物の掘採事業
- ・一定の要件を満たす農事組合法人が行う農業

◆申告と納税

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日から2か月以内
中間申告 (事業年度が6か月を超える法人(※1))	・ 予定申告 ・ 仮決算に基づく中間申告(※2)	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
公共法人・公益法人等で法人税の課されないもの		4月30日

(※1) 所得を課税標準とする法人で法人税の中間申告義務がない法人及び特別法人は、中間申告義務はありません。

(※2) 仮決算に基づく中間申告に係る税額が予定申告に係る税額を超える場合は、仮決算に基づく中間申告を行うことはできません。

◆2以上の都道府県に事務所、事業所を設けている法人

- 法人県民税の法人税割は、課税標準となる法人税額を従業者数を基準に関係都道府県に分割し、分割後の法人税額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。
- 法人事業税は、課税標準の総額を一定の基準(分割基準)によって関係都道府県に分割し、分割した額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。分割基準については次のとおりです。

区 分	平成29年3月30日以前に終了する事業年度	平成29年3月31日以後、令和5年3月31日以前に終了する事業年度	令和5年4月1日以後に終了する事業年度
非製造業 (以下区分の業種を除く)	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数		
製造業	従業者数（資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人については、工場の従業者数を1.5倍として計算します。）		
電気供給業	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額	発電事業等 (特定卸供給事業(※))	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額
		一般送配電事業・送電事業・特定送配電事業(配電事業(※))	課税標準の3/4：発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額
		小売電気事業等	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数
ガス供給業・倉庫業	事務所等の固定資産の価額		
鉄道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数		

(※) 電気供給業のうち、特定卸供給事業及び配電事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記分割基準が適用されます。

◆申告納付期限の延長

定款等の定め又は特別の事情があることにより決算が確定しない法人は知事又は市町村長の承認を受け、原則として事業年度終了の日から3か月以内（通算法人の場合は4か月以内）に申告納付することができます。

この場合の延長された期間内に納付する税額に係る延滞金の割合については、59ページをご覧ください。

◆市町村への交付

県へ納められた法人事業税の7.7%に相当する額が、県内の市町村に交付されます。

◆特別法人事業税又は地方法人特別税（国税）について

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、令和元年10月1日以後に開始する事業年度より特別法人事業税が創設され、その収入額に相当する額が特別法人事業譲与税として都道府県に譲与されています。

また、地方法人特別税については、令和元年9月30日以前に開始する事業年度までで廃止され、それに伴い地方法人特別譲与税も廃止されています。

◎特別法人事業税

区 分		税 率		
		令和元年10月1日以後、令和2年3月31日以前に開始する事業年度	令和2年4月1日以後、令和4年3月31日以前に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人の所得割額		260%		
外形標準課税法人以外の法人の所得割額	下記以外の法人	37%		
	特別法人	34.5%		
収入割額	下記以外の法人	30%		
	電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等を行う法人(※)	30%	40%	
	特定ガス供給業を行う法人	30%		62.5%

(※) 電気供給業のうち特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

◎地方法人特別税

区 分	税 率	
	平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度
外形標準課税法人の所得割額	93.5%	414.2%
外形標準課税法人以外の法人の所得割額	43.2%	
収入割額	43.2%	

●申告と納税について

法人事業税と併せて都道府県に対して申告し、納税します。

また、納付された特別法人事業税は、都道府県が国に払い込みます。

(注) 地方法人特別税の場合であっても同様に申告、納税し、納付された税については都道府県が国へ払い込みます。

◎特別法人事業譲与税

都道府県から国に払い込まれた特別法人事業税は、各都道府県の人口であん分し、各都道府県に特別法人事業譲与税として譲与されます。(5、8、11、2月の年4回)

ただし、地方交付税の不交付団体については譲与が制限されます。

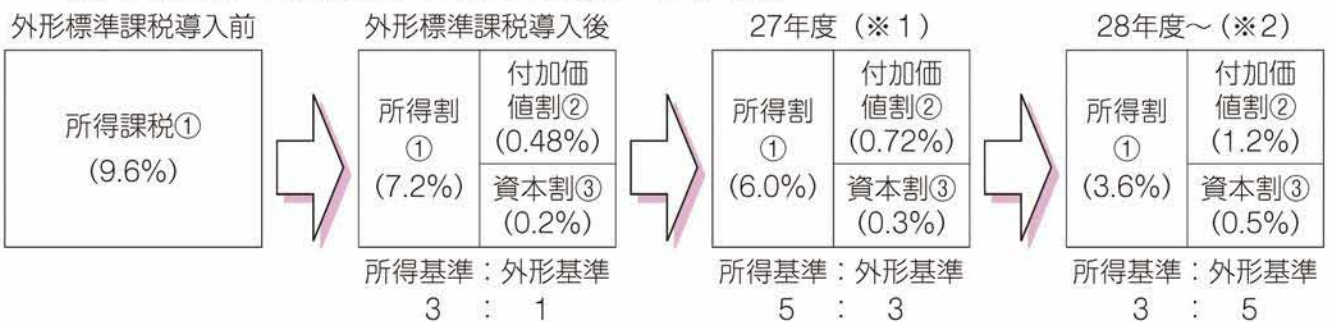
◆外形標準課税の概要

◎納める人

資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人(公益法人・特別法人・人格のない社団等・投資法人等を除きます)。

◎納める額

法人事業税額＝①所得割額＋②付加価値割額＋③資本割額



(注) 所得割については、法人事業税と地方法人特別税・特別法人事業税を合算した税率です。

(※1) 平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度。

(※2) 平成28年4月1日以後に開始する事業年度。

◆大法人の電子申告義務化

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(その他相互会社、投資法人及び特定目的会社も含まれます。)が行う法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告については、電子申告(eLTAX)により行うことが義務付けられています。

◆外形標準課税の適用対象法人の見直し

<令和7年4月1日以後開始事業年度から適用>

当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、当該事業年度に資本金又は出資金の額(以下「資本金」という。))が1億円以下で、払込資本の額(資本金+資本剰余金)が10億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。

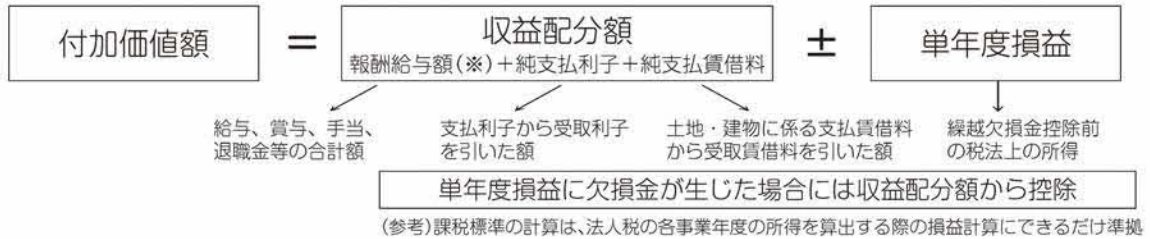
※ただし、経過措置としてこの場合以外にも外形標準課税の対象となる場合があります。

<令和8年4月1日以後開始事業年度から適用>

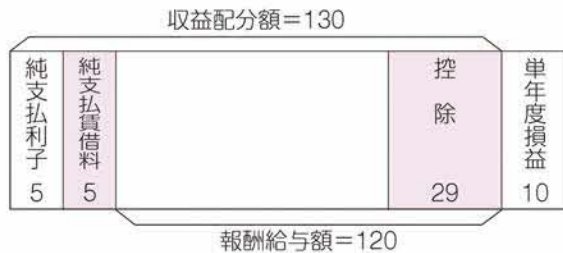
払込資本の額(資本金+資本剰余金)が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、払込資本の額(資本金+資本剰余金)が2億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。

付加価値割・資本割の仕組み

$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times \text{税率}$$

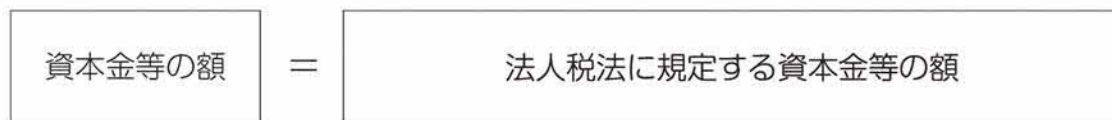


(※) 報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。



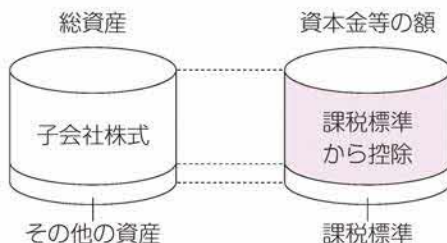
$$\text{付加価値額} = 111 = \{ \text{収益配分額} (130) - \text{雇用安定控除額} (29) \} + \text{単年度損益} (10)$$

$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} (※) \times \text{税率}$$



(※) 無償増資、無償減資を行った場合は、調整後の金額となる。また、資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となる。

○一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



○資本金等の額のうち1千億円を超える金額について割り落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。

